

規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

規制改革の観点と重点事項

働きたいと願う誰もが安心して就労できる環境整備を通じて、人手不足を克服し、日本経済の持続的成長を実現する観点から、(2)放課後児童対策（いわゆる「小1の壁」の打破）、(3)ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルール明確化の検討、(4)介護離職ゼロに向けた対策の強化、(5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備、(6)年休の取得しやすさ向上に向けた規制改革、(7)高校生の就職の在り方の検討と支援の強化、(8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表について重点的に取り組む。

(8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業者関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。	令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表	厚生労働省

6. その他重要課題

(1)規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、(2)総合取引所の実現、(3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大、(4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し、(5)日雇派遣におけるルールの見直しについて、重点的に取り組む。

(5)日雇派遣におけるルールの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	日雇派遣におけるルールの見直し	日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和元年度検討開始、速やかに結論	厚生労働省

規制改革推進に関する第5次答申
～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～
(令和元年6月6日規制改革推進会議)(抄)

II 各分野における規制改革の推進

4. 保育・雇用分野

(6) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

【令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表】

<基本的考え方>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）において、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことは、医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあること等から、原則として禁止されている。特別養護老人ホーム等においては、看護師が行う業務であっても労働者派遣事業を行うことが可能だが、日雇派遣は原則として禁止されている。一方、離職中の看護師の中にはライフスタイルと現状の勤務体系が合わないため、看護師資格を保有しながらも働けず、日雇派遣で働くことを求める声がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。

6. その他重要課題

(3) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの明確化

ウ 副業としての日雇派遣

【令和元年度検討開始、速やかに結論】

<基本的考え方>

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者についての労働者派遣（以下「日雇派遣」という。）は、インターネットカフェ等に寝泊まりしながら、不安定な雇用形態で就業する者の存在が指摘されたこと等を発端として、平成24年から原則禁止とされている。副業の場合の日雇派遣は例外措置として認められているが、主たる業務における年収が500万円以上の者に限られる。

政府の方針として副業の推進が挙げられている現在、日雇派遣の形態で副業を行うことについて、現行規制を見直し、より広く認められてしかるべきである。労働者が本業の勤務時間外に、その専門的能力を生かして副業を行う場合、複数の派遣事業者に登録しておき、最も都合の良い場所や時間を選択できる日雇派遣は、労働者にとって極めて利便性が高い。また、企業にとっても、イベント等に関して急に生じた臨時的・一時的な雇用ニーズを満たすことができる。

しかし、年収 500 万円以上の者という条件を付した現行規制の下では、派遣形態での副業を選択できる労働者は限られる。特に低所得の若い世代にとっては、事実上派遣による副業は閉ざされているに等しい。労働者がニーズに応じて、雇成型、派遣型、自営型の副業を柔軟に選べるよう、副業の場合の日雇派遣の規制を緩和すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、副業の雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。